

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 12 月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700380 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700218 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 8 月 8 日の標準賞与額を 16 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 8 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 8 月 8 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 8 月 8 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。しかし、当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に社会保険事務を委託されている社会保険労務士法人 B から提出された請求者に係る賞与明細、同法人及び A 社の事業主の回答並びに健康保険組合の回答により、請求者は、請求期間に同社から 16 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 8 月 8 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 7 月 27 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 26 年 8 月 8 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。